



愛媛県報

発行 愛媛県

令和5年4月1日土曜日 第395号外5

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県会計規則の一部を改正する規則.....（会計課）..... 1
 地方公営企業法第39条第2項の規定により知事が定める職に関する規則及び地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部を改正する規則.....（公営企業管理局総務課）..... 3

告 示

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第5条第1項及び第5項並びに第7条第1項から第3項までの規定による公衆の閲覧に供する方法の一部改正.....（行革分権課）..... 4
 愛媛県青少年保護審議会規程の一部改正.....（男女参画・子育て支援課）..... 4
 愛媛県売春防止対策本部設置規程の一部改正.....（ ” ）..... 5
 港湾施設の概要.....（港湾海岸課）..... 5
 道路の区域変更（県道伊予松山港線）.....（中予地方局管理課）..... 6

訓 令

愛媛県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令.....（職員厚生課）..... 6
 愛媛県少子化対策推進本部規程.....（男女参画・子育て支援課）..... 8

教育委員会規則

愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則.....（教育総務課）..... 9

教育委員会訓令

愛媛県教育支援センター規程.....（義務教育課）..... 9

人事委員会規則

職員の採用及び昇任に関する規則の一部を改正する規則.....（人事委員会事務局）.....10
 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則及び管理職手当に関する規則の一部を改正する規則.....（ ” ）.....10

公営企業管理規程

愛媛県公営企業組織規程及び愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程.....（公営企業管理局総務課）.....13

公営企業訓令

愛媛県公営企業公印規則等の一部を改正する訓令.....（公営企業管理局総務課）.....15

規 則

○愛媛県規則第25号

愛媛県会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年4月1日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県会計規則の一部を改正する規則

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（出納員）</p> <p>第4条 出納員は、別に辞令を用いるもののほか、第1号から第15号までに掲げる職にある者をもつて充て、第16号から第23号までに掲げる職にある者については、法第172条第1項に規定する職員（以下「職員」という。）に任命されていない場合にあつては、これらの号に掲げる職にある間に限り、職員に任命されているものとして、これらの職にある者をもつてこれに充てる。</p>	<p>（出納員）</p> <p>第4条 出納員は、別に辞令を用いるもののほか、第1号から第15号までに掲げる職にある者をもつて充て、第16号から第23号までに掲げる職にある者については、法第172条第1項に規定する職員（以下「職員」という。）に任命されていない場合にあつては、これらの号に掲げる職にある間に限り、職員に任命されているものとして、これらの職にある者をもつてこれに充てる。</p>

- (1)・(2) 省略
- (3) 総務部行財政改革局税務課直税係長及び税務調査グループ担当係長_____
- (4) 省略
- (5) 企画振興部政策企画局広報広聴課情報公開・広聴グループ担当係長(広報広聴課長が指定した者に限る。)
- (6) 省略
- (7) 保健福祉部生きがい推進局男女参画・子育て支援課企画グループ担当係長(男女参画・子育て支援課長が指定した者に限る。)
- (8)~(23) 省略
(会計管理者等の事務の一部委任)

第7条 会計管理者をして出納員に委任させる事務は、次のとおりとする。

- (1) 省略
- (2) 総務部総務管理局総務管理課調整管理係長に委任させる事務は、本庁各課又は地方機関に属する会計事務のうち、総務管理課が受け入れる_____遺贈寄附金の収納及び保管に関すること。
- (3) 総務部総務管理局総務管理課財産管理グループ担当係長に委任させる事務は、本庁各課又は地方機関に属する会計事務のうち、総務管理課が実施する不動産の売払いの契約に係る入札保証金及び同課が受け入れるふるさと寄附金の収納及び保管に関すること。
- (4)・(5) 省略
- (6) 総務部行財政改革局税務課税務調査グループ担当係長_____に委任させる事務は、本庁各課又は地方機関に属する会計事務のうち、税務課がインターネットを利用して行う公売に係る公売保証金及び買受代金の収納及び保管に関すること。
- (7) 省略
- (8) 企画振興部政策企画局広報広聴課情報公開・広聴グループ担当係長(広報広聴課長が指定した者に限る。)に委任させる事務は、本庁各課に属する会計事務のうち、行政資料管理規程(昭和46年2月訓第127号)第2条に規定する行政資料のうち、有償頒布行政資料に指定されたものの販売代金の収納及び保管に関すること。
- (9) 省略
- (10) 保健福祉部生きがい推進局男女参画・子育て支援課企画グループ担当係長(男女参画・子育て支援課長が指定した者に限る。)に委任させる事務は、本庁各課又は地方機関に属する会計事務のうち、男女参画・子育て支援課が受け入れる子ども子育て応援寄附金の収納及び保管に関すること。
- (11)~(19) 省略
- (20) 次の表の左欄に掲げる出納員に委任させる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる会計事務のうち、公文書又は地方公共団体等行政文書の写しの交付に要する費用を負担させるために徴収する現金(土木部土木管理局用地課収用係長にあつては、収用委員会の公文書又は地方公共団体等行政文書の写しの交付に係るものに限る。)の収納及び保管に関すること。

出納員	会計事務
企画振興部政策企画局広報広聴課情報公開・広聴グループ担当係長(広報広聴課長が指定した者に限る。)	省略
省略	

- (1)・(2) 省略
- (3) 総務部行財政改革局税務課直税係長及び税務調査グループ担当係長(税務課長が指定した者に限る。)
- (4) 省略
- (5) 企画振興部政策企画局広報広聴課情報公開係長
- (6) 省略
- (7) 保健福祉部生きがい推進局子育て支援課子育て支援企画係担当係長
- (8)~(23) 省略
(会計管理者等の事務の一部委任)

第7条 会計管理者をして出納員に委任させる事務は、次のとおりとする。

- (1) 省略
- (2) 総務部総務管理局総務管理課調整管理係長に委任させる事務は、本庁各課又は地方機関に属する会計事務のうち、総務管理課が受け入れるふるさと寄附金及び遺贈寄附金の収納及び保管に関すること。
- (3) 総務部総務管理局総務管理課財産管理グループ担当係長に委任させる事務は、本庁各課又は地方機関に属する会計事務のうち、総務管理課が実施する不動産の売払いの契約に係る入札保証金_____の収納及び保管に関すること。
- (4)・(5) 省略
- (6) 総務部行財政改革局税務課税務調査グループ担当係長(税務課長が指定した者に限る。)に委任させる事務は、本庁各課又は地方機関に属する会計事務のうち、税務課がインターネットを利用して行う公売に係る公売保証金及び買受代金の収納及び保管に関すること。
- (7) 省略
- (8) 企画振興部政策企画局広報広聴課情報公開係長_____に委任させる事務は、本庁各課に属する会計事務のうち、行政資料管理規程(昭和46年2月訓第127号)第2条に規定する行政資料のうち、有償頒布行政資料に指定されたものの販売代金の収納及び保管に関すること。
- (9) 省略
- (10) 保健福祉部生きがい推進局子育て支援課子育て支援企画係担当係長_____に委任させる事務は、本庁各課又は地方機関に属する会計事務のうち、子育て支援課_____が受け入れる子ども子育て応援寄附金の収納及び保管に関すること。
- (11)~(19) 省略
- (20) 次の表の左欄に掲げる出納員に委任させる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる会計事務のうち、公文書_____の写しの交付に要する費用を負担させるために徴収する現金(土木部土木管理局用地課収用係長にあつては、収用委員会の公文書_____の写しの交付に係るものに限る。)の収納及び保管に関すること。

出納員	会計事務
企画振興部政策企画局広報広聴課情報公開係長	省略
省略	

- 2 出納員をして現金取扱員及び物品取扱員に委任させる事務は、次のとおりとする。
- (1) 出納局の会計課長から第5条第3項の表の左欄に掲げる職員を充てる現金取扱員のうち徴税吏員及び選挙管理委員会事務局の地方書記長以外の現金取扱員に委任させる事務は、次に掲げるものとする。
- ア 省略
- イ 中予地方局の所管区域内にある予算令達を受けない機関に所属する現金取扱員にあつては、当該現金取扱員の所属する機関において行う公文書又は地方公共団体等行政文書の写しの交付に要する費用を負担させるために徴収する現金の収納及び保管
- (2) 省略
- (3) 室長から第5条第3項の表の左欄に掲げる職員を充てる現金取扱員のうち徴税吏員及び選挙管理委員会事務局の地方書記長以外の現金取扱員に委任させる事務は、地方機関に所属する現金取扱員にあつては当該現金取扱員の所属する地方機関の事務に係る現金の収納、保管及び繰替払並びに歳入歳出外現金等の受入れ及び保管並びに入札保証金（これに代えて提供される有価証券を含む。）の払出し（開札後直ちに還付するものに限る。）に關すること、予算令達を受けない機関に所属する現金取扱員にあつては当該現金取扱員の所属する機関の公文書又は地方公共団体等行政文書の写しの交付に要する費用を負担させるために徴収する現金（家畜保健衛生所の支所の現金取扱員にあつては、家畜保健衛生所手数料を含む。）の収納及び保管に關すること。
- (4) 省略
- (5) 選挙管理委員会事務局の書記長から地方書記長に委任させる事務は、当該地方書記長が保管する公文書又は地方公共団体等行政文書の写しの交付に要する費用を負担させるために徴収する現金の収納及び保管に關すること。
- (6)～(8) 省略

- 2 出納員をして現金取扱員及び物品取扱員に委任させる事務は、次のとおりとする。
- (1) 出納局の会計課長から第5条第3項の表の左欄に掲げる職員を充てる現金取扱員のうち徴税吏員及び選挙管理委員会事務局の地方書記長以外の現金取扱員に委任させる事務は、次に掲げるものとする。
- ア 省略
- イ 中予地方局の所管区域内にある予算令達を受けない機関に所属する現金取扱員にあつては、当該現金取扱員の所属する機関において行う公文書_____の写しの交付に要する費用を負担させるために徴収する現金の収納及び保管
- (2) 省略
- (3) 室長から第5条第3項の表の左欄に掲げる職員を充てる現金取扱員のうち徴税吏員及び選挙管理委員会事務局の地方書記長以外の現金取扱員に委任させる事務は、地方機関に所属する現金取扱員にあつては当該現金取扱員の所属する地方機関の事務に係る現金の収納、保管及び繰替払並びに歳入歳出外現金等の受入れ及び保管並びに入札保証金（これに代えて提供される有価証券を含む。）の払出し（開札後直ちに還付するものに限る。）に關すること、予算令達を受けない機関に所属する現金取扱員にあつては当該現金取扱員の所属する機関の公文書_____の写しの交付に要する費用を負担させるために徴収する現金（家畜保健衛生所の支所の現金取扱員にあつては、家畜保健衛生所手数料を含む。）の収納及び保管に關すること。
- (4) 省略
- (5) 選挙管理委員会事務局の書記長から地方書記長に委任させる事務は、当該地方書記長が保管する公文書_____の写しの交付に要する費用を負担させるために徴収する現金の収納及び保管に關すること。
- (6)～(8) 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第26号

地方公営企業法第39条第2項の規定により知事が定める職に関する規則及び地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年4月1日

愛媛県知事 中村時広

地方公営企業法第39条第2項の規定により知事が定める職に関する規則及び地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部を改正する規則

（地方公営企業法第39条第2項の規定により知事が定める職に関する規則の一部改正）

第1条 地方公営企業法第39条第2項の規定により知事が定める職に関する規則（昭和46年愛媛県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第2項の規定により、知事が定める職は、次のとおりとする。	地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第2項の規定により、知事が定める職は、次のとおりとする。
(1)～(3) 省略	(1)～(3) 省略

(4) 病院の院長、副院長、センター長、事務局長及び事務局次長並びに県立中央病院及び県立今治病院の総務医事課長及び総務医事課主幹（人事及び給与に関する事務又は経営企画に関する事務を担当するものに限る。）並びに県立新居浜病院の総務課長

(4) 病院の院長、副院長、センター長、事務局長及び事務局次長並びに県立中央病院及び県立新居浜病院の総務医事課長及び総務医事課主幹（人事及び給与に関する事務又は経営企画に関する事務を担当するものに限る。）並びに県立今治病院の総務課長

（地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部改正）

第2条 地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則（昭和46年愛媛県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項ただし書に規定する主要な職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 病院の院長、副院長、センター長、事務局長及び事務局次長並びに県立中央病院及び県立今治病院の総務医事課長及び総務医事課主幹（人事及び給与に関する事務又は経営企画に関する事務を担当するものに限る。）並びに県立新居浜病院の総務課長</p>	<p>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項ただし書に規定する主要な職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 病院の院長、副院長、センター長、事務局長及び事務局次長並びに県立中央病院及び県立新居浜病院の総務医事課長及び総務医事課主幹（人事及び給与に関する事務又は経営企画に関する事務を担当するものに限る。）並びに県立今治病院の総務課長</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第392号

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第5条第1項及び第5項並びに第7条第1項から第3項までの規定による公衆の閲覧に供する方法（平成13年4月愛媛県告示第866号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和5年4月1日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
<p>1 省略</p> <p>2 閲覧所の場所及び閲覧時間</p> <p>(1) 閲覧所の場所</p> <p>次の表の左欄に掲げる公表事項ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる場所とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>公表事項</th> <th>閲覧所の場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>政令第7条第1項各号に掲げる事項</td> <td>総務部行財政改革局行革分権課内並びに地方局地域産業振興部総務県民課内及び支局総務県民室内並びに土木事務所（今治土木事務所及び八幡浜土木事務所を除く。）内</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 省略</p> <p>3 省略</p>	公表事項	閲覧所の場所	省略		政令第7条第1項各号に掲げる事項	総務部行財政改革局行革分権課内並びに地方局地域産業振興部総務県民課内及び支局総務県民室内並びに土木事務所（今治土木事務所及び八幡浜土木事務所を除く。）内	省略		<p>1 省略</p> <p>2 閲覧所の場所及び閲覧時間</p> <p>(1) 閲覧所の場所</p> <p>次の表の左欄に掲げる公表事項ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる場所とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>公表事項</th> <th>閲覧所の場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>政令第7条第1項各号に掲げる事項</td> <td>総務部行財政改革局行革分権課行政管理室内並びに地方局地域産業振興部総務県民課内及び支局総務県民室内並びに土木事務所（今治土木事務所及び八幡浜土木事務所を除く。）内</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 省略</p> <p>3 省略</p>	公表事項	閲覧所の場所	省略		政令第7条第1項各号に掲げる事項	総務部行財政改革局行革分権課行政管理室内並びに地方局地域産業振興部総務県民課内及び支局総務県民室内並びに土木事務所（今治土木事務所及び八幡浜土木事務所を除く。）内	省略	
公表事項	閲覧所の場所																
省略																	
政令第7条第1項各号に掲げる事項	総務部行財政改革局行革分権課内並びに地方局地域産業振興部総務県民課内及び支局総務県民室内並びに土木事務所（今治土木事務所及び八幡浜土木事務所を除く。）内																
省略																	
公表事項	閲覧所の場所																
省略																	
政令第7条第1項各号に掲げる事項	総務部行財政改革局行革分権課行政管理室内並びに地方局地域産業振興部総務県民課内及び支局総務県民室内並びに土木事務所（今治土木事務所及び八幡浜土木事務所を除く。）内																
省略																	

○愛媛県告示第393号

愛媛県青少年保護審議会規程（昭和42年12月愛媛県告示第1050号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和5年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(庶 務) 第 7 条 審議会の庶務は、 <u>保健福祉部生きがい推進局男女参画・子育て支援課</u> において処理する。	(庶 務) 第 7 条 審議会の庶務は、 <u>県民環境部県民生活局県民生活課</u> _____ において処理する。

○愛媛県告示第394号

愛媛県売春防止対策本部設置規程（昭和33年1月愛媛県告示第80号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和5年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(事 務) 第 8 条 本部の事務は、 <u>保健福祉部生きがい推進局男女参画・子育て支援課</u> で行う。	(事 務) 第 8 条 本部の事務は、 <u>保健福祉部生きがい推進局子育て支援課</u> _____ で行う。

○愛媛県告示第395号

港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定に基づき、伯方港港湾施設の概要を次のとおり公示する。

令和5年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

種 類	位 置	数 量 及 び 能 力
泊 地	今治市伯方町木浦字西須ノ頭甲4710番地先	面積 25,447.1平方メートル 水深 - 2.5メートル
航 路	今治市伯方町木浦字西須ノ頭甲4710番地先	面積 0.7ヘクタール 水深 - 2.5メートル
航 路	今治市伯方町木浦字西須ノ頭甲4710番地先	面積 0.3ヘクタール 水深 - 2.5メートル
防 波 堤	今治市伯方町木浦字西須ノ頭甲4710番地先	延長 135.0メートル
防 波 堤	今治市伯方町木浦字西須ノ頭甲4710番地先	延長 252.5メートル
防 波 堤	今治市伯方町木浦字西須ノ頭甲4710番地先	延長 8.4メートル
防 波 堤	今治市伯方町木浦字西須ノ頭甲4710番地先	延長 30.0メートル
防 波 堤	今治市伯方町木浦字西須ノ頭甲4710番地先	延長 40.0メートル
防 波 堤	今治市伯方町木浦字西須ノ頭甲4710番地先	延長 44.0メートル
防 波 堤	今治市伯方町木浦字西須ノ頭甲4710番地先	延長 44.0メートル
護 岸	今治市伯方町木浦字西須ノ頭甲4710番	延長 12.6メートル
護 岸	今治市伯方町木浦字西須ノ頭甲4710番	延長 14.1メートル
護 岸	今治市伯方町木浦字西須ノ頭甲4710番	延長 100.0メートル

護 岸	今治市伯方町木浦字西須ノ頭甲4710番	延長 26.6メートル
護 岸	今治市伯方町木浦字西須ノ頭甲4710番	延長 8.1メートル
浮 棧 橋	今治市伯方町木浦字西須ノ頭甲4710番地先	延長 75.0メートル 水深 - 2.5メートル 数量 1基
浮 棧 橋	今治市伯方町木浦字西須ノ頭甲4710番地先	延長 91.0メートル 水深 - 2.5メートル 数量 1基
物 揚 場	今治市伯方町木浦字西須ノ頭甲4710番地先	延長 100.0メートル 水深 - 2.5メートル
船 揚 場	今治市伯方町木浦字西須ノ頭甲4710番地先	水深 - 2.5メートル 延長 25.0メートル
道 路	今治市伯方町木浦字西須ノ頭甲4710番	延長 259.5メートル 幅員 5.0メートル
駐 車 場	今治市伯方町木浦字西須ノ頭甲4710番	面積 2,340平方メートル
野 積 場	今治市伯方町木浦字西須ノ頭甲4710番	面積 1,628.5平方メートル
給電給水施設	今治市伯方町木浦字西須ノ頭甲4710番地先	給水能力 毎分0.065立法メートル 給電能力 100V 15A 数量 4基
緑 地 敷	今治市伯方町木浦字西須ノ頭甲4710番	面積 106.49平方メートル
港湾施設用地	今治市伯方町木浦字西須ノ頭甲4710番	面積 102.70平方メートル
航路標識	北緯34度12分28.5秒、東経133度7分37.5秒	灯質 単閃緑光毎4秒に1閃光 光達距離 5.5キロメートル 数量 1基
航路標識	北緯34度12分28.2秒、東経133度7分34.0秒	灯質 単閃緑光毎4秒に1閃光 光達距離 5.5キロメートル 数量 1基

○愛媛県告示第396号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	伊予松山港線	松山市南吉田町328番22から 同町323番8まで 及 び 松山市南吉田町331番8から 同町374番7まで	旧	メートル 11.3～16.3 11.2～11.6	キロメートル 0.054 0.054	一部廃止
			新			

訓 令

○愛媛県訓令第9号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関
労 働 委 員 会 事 務 局

愛媛県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令

愛媛県職員被服等貸与規程（昭和54年愛媛県訓令第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
別表第2（第2条、第5条関係） 作業服等の貸与基準						別表第2（第2条、第5条関係） 作業服等の貸与基準					
貸与対象者	品目	数量	着用 期間	貸与 期間	備考	貸与対象者	品目	数量	着用 期間	貸与 期間	備考
1～7 省略						1～7 省略					
8 消防防災安全課 に勤務する職員の うち、消防防災航 空隊に所属するも の	省略					8 消防防災安全課 に勤務する職員の うち、消防防災航 空隊に所属するも の	省略				
	省略						墜落制止 用器具 (シート ハーネス 型)	1	年間	3年	
	難燃シャ ツ(夏)	省略					省略				
	速乾シャ ツ	3	夏期	1年			難燃シャ ツ(夏)	省略			
	速乾パン ツ	3	夏期	1年							
	省略						省略				
	省略						ゴム長靴	1	年間	3年	
9 消防学校に勤務 する職員のうち、 教務に従事するも	作業服	省略				9 消防学校に勤務 する職員のうち、 教務に従事するも	作業服	省略			
	防寒服	1	冬期	3年			省略				
	雨がっぱ	1	年間	2年							

の	省略					
10～12 省略						
13 環境・ゼロカーボン推進課に勤務する職員のうち、土壌汚染対策関係業務に従事するもの	省略					
14～31 省略						
32 _____農地整備課又は地方局農村整備課、企画調整室、農村整備第一課、企画調整室、農村整備第二課、支局農村整備課、支局農村整備第一課若しくは支局農村整備第二課に勤務する職員のうち、土地改良事業の調査、測量、監督、指導、検査又は用地取得の業務に従事するもの	省略					
33～37 省略						
38 林業政策課若しくは森林整備課、地方局森林林業課、支局森林林業課、久万高原森林林業課若しくは肱川流域林業振興課又は農林水産研究所林業研究センターに勤務する職員のうち、林業又は森林に関する現地調査、指導、工事監督又は工事検査の業務に従事するもの	省略					
	じか足袋	2	年間	2年	普及指導、 <u>工事監督、工事検査</u> 又は <u>県有林整備の業務</u> に従事する職員に限る。	
	省略					
39～41 省略						
42 漁港課又は地方局水産課、支局水産課若しくは愛南水産課に勤務する職員のうち、漁港の調査、監督、指導、検査又は境界	省略					
	ヘルメット	1	年間	3年		
	ゴム長靴	1	年間	2年	<u>工事監督</u>	
	安全靴	1	年間	3年	<u>又は工事検査の業務</u> に従事	
の	省略					
10～12 省略						
13 環境政策課 _____に勤務する職員のうち、土壌汚染対策関係業務に従事するもの	省略					
14～31 省略						
32 復興監及び農地整備課又は地方局農村整備課、企画調整室、農村整備第一課、企画調整室、農村整備第二課、支局農村整備課、支局農村整備第一課若しくは支局農村整備第二課に勤務する職員のうち、土地改良事業の調査、測量、監督、指導、検査又は用地取得の業務に従事するもの	省略					
33～37 省略						
38 林業政策課若しくは森林整備課、地方局森林林業課、支局森林林業課、久万高原森林林業課若しくは肱川流域林業振興課又は農林水産研究所林業研究センターに勤務する職員のうち、林業又は森林に関する現地調査、指導、工事監督又は工事検査の業務に従事するもの	省略					
	じか足袋	2	年間	2年	普及指導 _____ _____又は <u>県有林整備の業務</u> に従事する職員に限る。	
	省略					
39～41 省略						
42 漁港課又は地方局水産課、支局水産課若しくは愛南水産課に勤務する職員のうち、漁港の調査、監督、指導、検査又は境界	省略					
	ヘルメット	1	年間	3年	<u>工事監督</u>	
	ゴム長靴	1	年間	2年	<u>又は工事検査の業務</u> に従事	
	安全靴	1	年間	3年	<u>する職員</u> に限る。	

查定の業務に従事 するもの					する職員 に限る。	查定の業務に従事 するもの				
	省略						省略			
43～49 省略						43～49 省略				

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第10号

庁 中 一 般

愛媛県少子化対策推進本部規程を次のように定める。

令和5年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県少子化対策推進本部規程

(設 置)

第1条 少子化対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、愛媛県少子化対策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(任 務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 少子化対策の総合的な企画及び推進に関すること。
- (2) 少子化対策に関する事業の連絡調整に関すること。

(組 織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、福祉政策統括監をもって充てる。
- 3 副本部長は、少子化対策推進マネージャーをもって充てる。
- 4 本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(職 務)

第4条 本部長は、推進本部の事務を統轄し、推進本部を代表する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 3 本部員は、本部長及び副本部長と共に第2条各号に掲げる事項について審議する。

(会 議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が必要の都度招集し、これを主宰する。

- 2 本部長は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事 務 局)

第6条 推進本部の事務を処理するため、保健福祉部生きがい推進局男女参画・子育て支援課に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長を置き、保健福祉部生きがい推進局男女参画・子育て支援課長の職にある者をもって充てる。

(雑 則)

第7条 この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

1 企画振興部政策企画局総合政策課長
2 保健福祉部健康衛生局健康増進課長
3 保健福祉部生きがい推進局男女参画・子育て支援課長
4 経済労働部産業雇用局労政雇用課長
5 農林水産部農政企画局農政課長
6 教育委員会事務局管理部教育総務課長

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第6号

愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年4月1日

愛媛県教育委員会
教育長 田 所 竜 二

愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

愛媛県教育委員会事務局組織規則（平成元年愛媛県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（組織）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p><u>3 省略</u></p> <p><u>4 省略</u></p> <p>（各課及び室の所掌事務）</p> <p>第3条 各課及び室の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>省略</p> <p>保健体育課</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>省略</p>	<p>（組織）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p><u>3 保健体育課に全国高校総体推進室を置く。</u></p> <p><u>4 省略</u></p> <p><u>5 省略</u></p> <p>（各課及び室の所掌事務）</p> <p>第3条 各課及び室の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>省略</p> <p>保健体育課（<u>第4号の事務のうち全国高等学校総合体育大会に関する事務にあっては、全国高校総体推進室の所掌とする。</u>）</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>省略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会訓令

○愛媛県教育委員会訓令第3号

教育委員会事務局
総合教育センター

愛媛県教育支援センター規程を次のように定める。

令和5年4月1日

愛媛県教育委員会
教育長 田 所 竜 二

愛媛県教育支援センター規程

（設置）

第1条 不登校児童生徒に対する支援の総合的な推進を図るため、愛媛県総合教育センター（以下「総合教育センター」という。）に愛媛県教育支援センター（以下「教育支援センター」という。）を設置する。

（任務）

第2条 教育支援センターは、次に掲げる事項を処理する。

- (1) インターネット上の仮想空間を活用した支援に関すること。
- (2) 学校及び関係機関への訪問による指導及び支援に関すること。
- (3) 不登校の未然防止に係る研修会の企画及び実施に関すること。
- (4) その他不登校児童生徒に対する支援に関すること。

（組織）

第3条 教育支援センターは、センター長、副センター長及びセンター員をもって組織する。

- 2 センター長は、総合教育センターの所長の職にある者をもって充てる。
- 3 副センター長は、総合教育センター相談支援部教育相談室長の職にある者をもって充てる。

4 センター員は、愛媛県教育委員会事務局指導部義務教育課、高校教育課、人権教育課及び特別支援教育課並びに総合教育センターに所属する職員のうちから愛媛県教育委員会が命ずる。

(職務)

第4条 センター長は、教育支援センターの事務を統轄し、教育支援センターを代表する。

2 副センター長は、センター長の命を受け、第2条の任務を処理するとともに、センター長を補佐し、センター長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 教育支援センターの会議は、センター長が必要の都度招集し、これを主宰する。

2 センター長は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 教育支援センターの事務を処理するため、総合教育センター相談支援部教育相談室に事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置き、総合教育センター相談支援部教育相談室長の職にある者をもって充てる。

(雑則)

第7条 この訓令に定めるもののほか、教育支援センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則6 - 217

職員の採用及び昇任に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年4月1日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

職員の採用及び昇任に関する規則の一部を改正する規則

職員の採用及び昇任に関する規則(愛媛県人事委員会規則6 - 5)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第1(第4条関係) 行政職群級別職務区分表			別表第1(第4条関係) 行政職群級別職務区分表		
職務の級 区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職	職務の級 区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略	管理者の事務部局	省略	省略	管理者の事務部局	省略
6級		省略 中央病院総務医事課長 今治病院総務医事課長 省略	6級		省略 中央病院総務医事課長 省略 新居浜病院総務医事課長
省略		省略	省略		省略
備考 省略			備考 省略		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7 - 1252

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則及び管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年4月1日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則及び管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

(職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7 - 43)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第10(第3条関係) 級別職務区分表 1 行政職給料表級別職務区分表			別表第10(第3条関係) 級別職務区分表 1 行政職給料表級別職務区分表		
職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職	職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略			省略		
6 級	知事の事務部局	省略 <u>えひめ野球文化推進監(6級)</u> 省略 感染症対策調整監(6級) <u>少子化対策推進マネージャー(6級)</u> 省略 _____	6 級	知事の事務部局	省略 <u>えひめ愛・野球博推進監(6級)</u> 省略 感染症対策調整監(6級) _____
	省略			省略	
7 級	警察の事務部局	_____省略	7 級	警察の事務部局	<u>監査統括官</u> 省略 副参事 省略
	知事の事務部局	省略 <u>えひめ野球文化推進監(7級)</u> 省略 感染症対策調整監(7級) <u>少子化対策推進マネージャー(7級)</u> 省略 _____		知事の事務部局	省略 <u>えひめ愛・野球博推進監(7級)</u> 省略 感染症対策調整監(7級) _____
省略			省略		
9 級	知事の事務部局	省略 _____秘書広報統括監 <u>デジタル変革担当部長</u> 福祉政策統括監 理事 省略	9 級	知事の事務部局	省略 特命担当部長 秘書広報統括監 _____
	省略			省略	
2~4 省略			2~4 省略		
5 医療職給料表(□)級別職務区分表			5 医療職給料表(□)級別職務区分表		

職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略		
6 級	知事の事務 部局	省略 家畜保健衛生所支所長 家畜病性鑑定所長
7 級	知事の事務 部局	省略 _____

6 ~ 8 省略

職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略		
6 級	知事の事務 部局	省略 家畜保健衛生所支所長 _____
7 級	知事の事務 部局	省略 家畜病性鑑定所長

6 ~ 8 省略

(管理職手当に関する規則の一部改正)

第2条 管理職手当に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-68)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第1(第2条関係)			別表第1(第2条関係)		
部 局	公 職	区分	部 局	公 職	区分
知事の事務 部局	省略 _____ 秘書広報統括監 <u>デジタル変革担当部長</u> <u>福祉政策統括監</u> <u>理事</u> 省略	1 種	知事の事務 部局	省略 <u>特命担当部長</u> 秘書広報統括監 _____ _____ 省略	1 種
	省略 感染症対策調整監 <u>少子化対策推進マネージャー</u> 省略 消防学校長 <u>消費生活センター所長</u> 省略	3 種		省略 感染症対策調整監 _____ 省略 消防学校長 _____ 省略	3 種
	省略 <u>えひめ野球文化推進監</u> 省略 _____ 省略 地方局出納室長 <u>四国中央保健所衛生環境課長</u> 省略 _____ 省略	4 種		省略 <u>えひめ愛・野球博推進監</u> 省略 <u>南予地方局農林水産振興部復興監</u> 省略 地方局出納室長 _____ 省略 <u>消費生活センター所長</u> 省略 <u>家畜病性鑑定所長</u>	4 種
	省略 家畜保健衛生所支所長 <u>家畜病性鑑定所長</u>	5 種		省略 家畜保健衛生所支所長 _____	5 種

	省略				省略		
省略				省略			
警察の事務部局	省略			警察の事務部局	省略		
	省略		3種		省略		3種
					監査統括官		
	省略				省略		
	省略				省略		
備考	省略			備考	省略		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第5号

愛媛県公営企業組織規程及び愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和5年4月1日

愛媛県公営企業管理者 山 口 真 司

愛媛県公営企業組織規程及び愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

(愛媛県公営企業組織規程の一部改正)

第1条 愛媛県公営企業組織規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																				
<p>(公営企業管理局)</p> <p>第3条 公営企業管理局に総務課、発電工水課及び県立病院課を置き、その分掌を次のとおりとする。</p> <p>省略</p> <p>県立病院課</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p><u>(8) 省略</u></p> <p>(病院の組織)</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 愛媛県立今治病院には、第1項に定めるもののほか、検査部、放射線部、リハビリテーション部及び人工透析室を置き、事務局に総務医事課_____を置く。</p> <p>4 愛媛県立新居浜病院には、第1項に定めるもののほか、救命救急センター、検査部、放射線部、リハビリテーション部及び人工透析室を置き、事務局に総務課及び医事課を置く。</p> <p>5 省略</p> <p>別表第3(第11条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>病院</td> <td>係の名称</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>愛媛県立今治病院</td> <td>(総務医事課)庶務係、会計係、医事係、調達係</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>愛媛県立</td> <td>(総務課)庶務係、会計係</td> </tr> </table>	病院	係の名称	省略		愛媛県立今治病院	(総務医事課)庶務係、会計係、医事係、調達係	省略	省略	愛媛県立	(総務課)庶務係、会計係	<p>(公営企業管理局)</p> <p>第3条 公営企業管理局に総務課、発電工水課及び県立病院課を置き、その分掌を次のとおりとする。</p> <p>省略</p> <p>県立病院課</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p><u>(8) 愛媛県立新居浜病院整備事業に関すること。</u></p> <p><u>(9) 省略</u></p> <p>(病院の組織)</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 愛媛県立今治病院には、第1項に定めるもののほか、検査部、放射線部、リハビリテーション部及び人工透析室を置き、事務局に総務課及び医事課を置く。</p> <p>4 愛媛県立新居浜病院には、第1項に定めるもののほか、救命救急センター、検査部、放射線部、リハビリテーション部及び人工透析室を置き、事務局に総務医事課_____を置く。</p> <p>5 省略</p> <p>別表第3(第11条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>病院</td> <td>係の名称</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>愛媛県立今治病院</td> <td>(総務課)庶務係、会計係 (医事課)医事係、調達係</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>愛媛県立</td> <td>(総務医事課)庶務係、会計係、医事係、調達係</td> </tr> </table>	病院	係の名称	省略		愛媛県立今治病院	(総務課)庶務係、会計係 (医事課)医事係、調達係	省略	省略	愛媛県立	(総務医事課)庶務係、会計係、医事係、調達係
病院	係の名称																				
省略																					
愛媛県立今治病院	(総務医事課)庶務係、会計係、医事係、調達係																				
省略	省略																				
愛媛県立	(総務課)庶務係、会計係																				
病院	係の名称																				
省略																					
愛媛県立今治病院	(総務課)庶務係、会計係 (医事課)医事係、調達係																				
省略	省略																				
愛媛県立	(総務医事課)庶務係、会計係、医事係、調達係																				

新居浜病院	(医事課)医事係、調達係
院	省略

新居浜病院	省略
-------	----

(愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第2条 愛媛県企業職員の給与に関する規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																																																
<p>別表第1 (第3条関係)</p> <p style="text-align: center;">給料表級別職務区分表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>職務の級 給料表区分</th> <th>1 級</th> <th>2 級</th> <th>3 級</th> <th>4 級</th> <th>5 級</th> <th>6 級</th> <th>7 級</th> <th>8 級</th> <th>9 級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政職給料表 (1~9)</td> <td>省 略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>省 略 事業所の課 長(中央病 院総務医事 課長及び今 治病院総務 医事課長 を除く。) 省略</td> <td>省 略 <u>今治</u> 病院 <u>総務</u> <u>医事</u> 課長</td> <td>省 略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 (第5条、第6条の2、第7条、附則第8項関係)</p> <p style="text-align: center;">管理職手当の支給を受ける者の範囲及び区分</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>公 職</th> <th>区 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略 管理事務所長(5種に該当する職を除く。) <u>今治病院総務医事課長</u> 省略</td> <td>4種</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略 病院の課長(中央病院総務医事課長及び今治病院 総務医事課長を除く。) 中央病院総務医事課主幹 <u>今治病院総務医事課主幹</u> 省略</td> <td>5種</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職務の級 給料表区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	行政職給料表 (1~9)	省 略				省 略 事業所の課 長(中央病 院総務医事 課長及び今 治病院総務 医事課長 を除く。) 省略	省 略 <u>今治</u> 病院 <u>総務</u> <u>医事</u> 課長	省 略			省略										公 職	区 分	省略		省略 管理事務所長(5種に該当する職を除く。) <u>今治病院総務医事課長</u> 省略	4種	省略		省略 病院の課長(中央病院総務医事課長及び今治病院 総務医事課長を除く。) 中央病院総務医事課主幹 <u>今治病院総務医事課主幹</u> 省略	5種	省略		<p>別表第1 (第3条関係)</p> <p style="text-align: center;">給料表級別職務区分表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>職務の級 給料表区分</th> <th>1 級</th> <th>2 級</th> <th>3 級</th> <th>4 級</th> <th>5 級</th> <th>6 級</th> <th>7 級</th> <th>8 級</th> <th>9 級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政職給料表 (1~9)</td> <td>省 略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>省 略 事業所の課 長(中央病 院総務医事 課長及び新 居浜病院総 務医事課長 を除く。) 省略</td> <td>省 略 <u>新居</u> 浜病 院総 <u>務医</u> <u>事課</u> <u>長</u></td> <td>省 略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 (第5条、第6条の2、第7条、附則第8項関係)</p> <p style="text-align: center;">管理職手当の支給を受ける者の範囲及び区分</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>公 職</th> <th>区 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略 管理事務所長(5種に該当する職を除く。) 省略 <u>新居浜病院総務医事課長</u> 省略</td> <td>4種</td> </tr> <tr> <td>省略 病院の課長(中央病院総務医事課長及び新居浜病 院総務医事課長を除く。) 中央病院総務医事課主幹 省略 <u>新居浜病院総務医事課主幹</u> 省略</td> <td>5種</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級 給料表区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	行政職給料表 (1~9)	省 略				省 略 事業所の課 長(中央病 院総務医事 課長及び新 居浜病院総 務医事課長 を除く。) 省略	省 略 <u>新居</u> 浜病 院総 <u>務医</u> <u>事課</u> <u>長</u>	省 略			省略										公 職	区 分	省略		省略 管理事務所長(5種に該当する職を除く。) 省略 <u>新居浜病院総務医事課長</u> 省略	4種	省略 病院の課長(中央病院総務医事課長及び新居浜病 院総務医事課長を除く。) 中央病院総務医事課主幹 省略 <u>新居浜病院総務医事課主幹</u> 省略	5種
職務の級 給料表区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級																																																																								
行政職給料表 (1~9)	省 略				省 略 事業所の課 長(中央病 院総務医事 課長及び今 治病院総務 医事課長 を除く。) 省略	省 略 <u>今治</u> 病院 <u>総務</u> <u>医事</u> 課長	省 略																																																																										
省略																																																																																	
公 職	区 分																																																																																
省略																																																																																	
省略 管理事務所長(5種に該当する職を除く。) <u>今治病院総務医事課長</u> 省略	4種																																																																																
省略																																																																																	
省略 病院の課長(中央病院総務医事課長及び今治病院 総務医事課長を除く。) 中央病院総務医事課主幹 <u>今治病院総務医事課主幹</u> 省略	5種																																																																																
省略																																																																																	
職務の級 給料表区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級																																																																								
行政職給料表 (1~9)	省 略				省 略 事業所の課 長(中央病 院総務医事 課長及び新 居浜病院総 務医事課長 を除く。) 省略	省 略 <u>新居</u> 浜病 院総 <u>務医</u> <u>事課</u> <u>長</u>	省 略																																																																										
省略																																																																																	
公 職	区 分																																																																																
省略																																																																																	
省略 管理事務所長(5種に該当する職を除く。) 省略 <u>新居浜病院総務医事課長</u> 省略	4種																																																																																
省略 病院の課長(中央病院総務医事課長及び新居浜病 院総務医事課長を除く。) 中央病院総務医事課主幹 省略 <u>新居浜病院総務医事課主幹</u> 省略	5種																																																																																
<p>附 則</p> <p>この管理規程は、公布の日から施行する。</p>																																																																																	

省略

4 愛媛県立新居浜病院の総務課等_____の所掌事務は、次のとおりとする。

総務課

(1)～(8) 省略

(9) 省略

医事課

- (1) 患者の受付及び入退院事務に関すること。
- (2) 医療社会事業に関すること。
- (3) 社会保険に関すること。
- (4) 健康診査等の受託契約に関すること。
- (5) 料金、料金以外の使用料及び手数料の調定に関すること。
- (6) 診療費の請求に関すること。
- (7) 未収入金の整理及び督促に関すること。
- (8) 契約に関すること（第4号に掲げるものを除く。）。
- (9) 物品の出納、管理及び処分に関すること。
- (10) 財産の管理（他の主管に属するものを除く。）及び処分に関すること。
- (11) 給食に関すること。

省略

5 省略

医事課

- (1) 患者の受付及び入退院事務に関すること。
- (2) 医療社会事業に関すること。
- (3) 社会保険に関すること。
- (4) 健康診査等の受託契約に関すること。
- (5) 料金、料金以外の使用料及び手数料の調定に関すること。
- (6) 診療費の請求に関すること。
- (7) 未収入金の整理及び督促に関すること。
- (8) 契約に関すること（第4号に掲げるものを除く。）。
- (9) 物品の出納、管理及び処分に関すること。
- (10) 財産の管理（他の主管に属するものを除く。）及び処分に関すること。
- (11) 給食に関すること。

省略

4 愛媛県立新居浜病院の総務医事課等の所掌事務は、次のとおりとする。

総務医事課

(1)～(8) 省略

- (9) 患者の受付及び入退院事務に関すること。
- (10) 医療社会事業に関すること。
- (11) 社会保険に関すること。
- (12) 健康診査等の受託契約に関すること。
- (13) 料金、料金以外の使用料及び手数料の調定に関すること。
- (14) 診療費の請求に関すること。
- (15) 未収入金の整理及び督促に関すること。
- (16) 契約に関すること（第12号に掲げるものを除く。）。
- (17) 物品の出納、管理及び処分に関すること。
- (18) 財産の管理（他の主管に属するものを除く。）及び処分に関すること。
- (19) 給食に関すること。
- (20) 省略

省略

5 省略

（愛媛県公営企業事業所事務決裁規則の一部改正）

第3条 愛媛県公営企業事業所事務決裁規則（平成9年愛媛県公営企業訓令第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

改 正 前

(代 決 者)

第 5 条 代 決 者 は、次 の 表 に 掲 げ る と お り と す る。

区分	決 裁 者	代 決 者	
		第 1 次 代 決 者	第 2 次 代 決 者
省略			
院 長 の 権 限 に 属 す る 事 務	省略		
	事務局長	課長（愛媛県立南宇和病院にあつては、事務局長次長）	主幹（愛媛県立中央病院総務医事課及び愛媛県立今治病院総務医事課に限る。）
	省略		
	愛媛県立今治病院総務医事課長	省略	
	課長（愛媛県立中央病院総務医事課長及び愛媛県立今治病院総務医事課長を除く。以下この項において同じ。）	省略	
省略			

(代 決 者)

第 5 条 代 決 者 は、次 の 表 に 掲 げ る と お り と す る。

区分	決 裁 者	代 決 者	
		第 1 次 代 決 者	第 2 次 代 決 者
省略			
院 長 の 権 限 に 属 す る 事 務	省略		
	事務局長	課長（愛媛県立南宇和病院にあつては、事務局長次長）	主幹（愛媛県立中央病院総務医事課及び愛媛県立新居浜病院総務医事課に限る。）
	省略		
	愛媛県立新居浜病院総務医事課長	省略	
	課長（愛媛県立中央病院総務医事課長及び愛媛県立新居浜病院総務医事課長を除く。以下この項において同じ。）	省略	
省略			

2 省略

2 省略

別表第 1（第 4 条関係）

所長及び院長の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項

省略

別表第 1（第 4 条関係）

所長及び院長の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項

省略

備考 1 この表 4 の部及び 5 の部の適用については、同表愛媛県立中央病院、愛媛県立今治病院及び愛媛県立新居浜病院における決裁区分の欄中「課長」とあるのは、愛媛県立中央病院の検査部、放射線部、リハビリテーション部、臨床工学部、輸血部、病理診断部、薬剤部及び看護部、愛媛県立今治病院及び愛媛県立新居浜病院の検査部、放射線部、リハビリテーション部及び看護部並びに愛媛県立新居浜病院の薬剤部にあつては「部長」と、愛媛県立今治病院の薬剤部にあつては「総務医事課長」とし、同表愛媛県立南宇和病院における決裁区分の欄中「事務局長」とあるのは、検査部、放射線部、リハビリテーション部及び看護部にあつては、「部長」とする。

備考 1 この表 4 の部及び 5 の部の適用については、同表愛媛県立中央病院、愛媛県立今治病院及び愛媛県立新居浜病院における決裁区分の欄中「課長」とあるのは、愛媛県立中央病院の検査部、放射線部、リハビリテーション部、臨床工学部、輸血部、病理診断部、薬剤部及び看護部、愛媛県立今治病院及び愛媛県立新居浜病院の検査部、放射線部、リハビリテーション部及び看護部並びに愛媛県立新居浜病院の薬剤部にあつては「部長」と、愛媛県立今治病院の薬剤部にあつては「総務課長」とし、同表愛媛県立南宇和病院における決裁区分の欄中「事務局長」とあるのは、検査部、放射線部、リハビリテーション部及び看護部にあつては、「部長」とする。

2 愛媛県立新居浜病院に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表愛媛県立中央病院、愛媛県立今治病院及び愛媛県立新居浜病院における決裁区分の欄中「主幹」とあるのは、「課長」とする。

2 愛媛県立今治病院に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表愛媛県立中央病院、愛媛県立今治病院及び愛媛県立新居浜病院における決裁区分の欄中「主幹」とあるのは、「課長」とする。

(1)～(6) 省略

(1)～(6) 省略

別表第 3（第 4 条関係）

院長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	愛媛県立中央病院、愛媛県立今治病院及び愛媛県立新居浜病院における決裁区分			愛媛県立南宇和病院における決裁区分		
			専 決 者			専 決 者		
			事務局長	課長	主幹	事務局長	課長	主幹

別表第 3（第 4 条関係）

院長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	愛媛県立中央病院、愛媛県立今治病院及び愛媛県立新居浜病院における決裁区分			愛媛県立南宇和病院における決裁区分		
			専 決 者			専 決 者		
			事務局長	課長	主幹	事務局長	課長	主幹

総務課	1 ~ 10 省略								
-----	-----------	--	--	--	--	--	--	--	--

備考1 この表組織名の欄中「総務課」とあるのは、愛媛県立中央病院及び愛媛県立今治病院においては「総務医事課」と、愛媛県立南宇和病院においては「事務局」として、同表の規定を適用する。

2 愛媛県立新居浜病院に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表愛媛県立中央病院、愛媛県立今治病院及び愛媛県立新居浜病院における決裁区分の欄中「主幹」とあるのは、「課長」とする。

(1)・(2) 省略

組織名	事務の種類	事項	愛媛県立中央病院、愛媛県立今治病院及び愛媛県立新居浜病院における決裁区分				愛媛県立南宇和病院における決裁区分	
			院長	専決者		院長	専決者	
				事務局長	課長		事務局長	
医事課	1 ~ 9 省略							

備考 この表組織名の欄中「医事課」とあるのは、愛媛県立中央病院及び愛媛県立今治病院においては「総務医事課」と、愛媛県立南宇和病院においては「事務局」として、同表の規定を適用する。

総務課	1 ~ 10 省略								
-----	-----------	--	--	--	--	--	--	--	--

備考1 この表組織名の欄中「総務課」とあるのは、愛媛県立中央病院及び愛媛県立新居浜病院においては「総務医事課」と、愛媛県立南宇和病院においては「事務局」として、同表の規定を適用する。

2 愛媛県立今治病院に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表愛媛県立中央病院、愛媛県立今治病院及び愛媛県立新居浜病院における決裁区分の欄中「主幹」とあるのは、「課長」とする。

(1)・(2) 省略

組織名	事務の種類	事項	愛媛県立中央病院、愛媛県立今治病院及び愛媛県立新居浜病院における決裁区分				愛媛県立南宇和病院における決裁区分	
			院長	専決者		院長	専決者	
				事務局長	課長		事務局長	
医事課	1 ~ 9 省略							

備考 この表組織名の欄中「医事課」とあるのは、愛媛県立中央病院及び愛媛県立新居浜病院においては「総務医事課」と、愛媛県立南宇和病院においては「事務局」として、同表の規定を適用する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。